

静岡県新型コロナウイルス等対策行動計画 対策項目別 もくじ表(パブリックコメント案)

対策項目	1. 準備期			2. 初動期			3. 対応期			対策項目
	見出し	ページ	概要	見出し	ページ	概要	見出し	ページ	概要	
① 実施体制	1-1. 県行動計画の見直し 1-2. 実践的な訓練の実施 1-3. 県等の体制整備・強化 1-4. 国、県及び市町等の連携の強化	P32 # # P33	県は新型コロナウイルス等対策のため、行動計画の見直しや実践的訓練を実施し、連携協議会や専門家の意見を聴きながら体制を整備・強化します。また、国や市町等との連携を強化し、平時からの情報共有や訓練等を通じて着実な準備を進めます。	2-1. 新型コロナウイルス等の発生を把握した場合の措置 2-2. 新型コロナウイルス等の発生が確認された場合の措置 2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保	P78 # #	県は新型コロナウイルス等の発生時に、専門家会議を開催しリスク評価を行うとともに、連携協議会を開催し対策を協議し提言を受けます。また、政府対策本部が設置された場合は県対策本部を設置しますが、政府対策本部が設置される前においても、必要があれば県対策本部を設置します。県及び市町は、全庁的な対応を進め、感染症対策を実施する際は、住民に周知します。県は必要な財政的支援を国に要望し、県及び市町は対策に必要な経費の準備を行います。	3-1. 基本となる実施体制の在り方 3-2. まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等について 3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制	P102 # P104	県対策本部は、各種情報や連携協議会の意見を踏まえて、県内の実情に応じた適切な対策を実施します。必要な場合には市町、関係指定地方公共機関に総合調整を行います。また、県はまん延防止措置や緊急事態宣言について定められた手続きにより行います。国が政府対策本部を廃止した際は、県対策本部は廃止されます。	① 実施体制
② 情報収集	1-1. 実施体制 1-2. 平時に行う情報収集・分析 1-3. 訓練 1-4. 人員の確保 1-5. DXの推進 1-6. 情報漏えい等への対策	P34 # P35 # # # P36	県は感染症に関する情報収集・分析体制を整備し、平時から関係機関とのネットワークを構築します。疫学調査や臨床研究の情報収集を行うとともに、訓練や専門人材の育成及び確保、感染症情報プラットフォームを活用したDXの推進を進めます。また、情報漏えい対策にも取組みます。	2-1. 実施体制 2-2. リスク評価 2-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有・公表	P78 P79 P80	感染症管理センターは、新型コロナウイルス等発生時、情報収集・分析体制を強化し、リスク評価体制を確立します。感染症管理センター及び保健所設置市は、国やJHSと連携し、リスク評価に基づく感染症対策を実施します。また、個人情報の保護に十分配慮しつつ、住民に正確な情報を提供します。	3-1. 実施体制 3-2. リスク評価 3-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有・公表	P105 # P106	感染症管理センターは、情報収集・分析体制を強化し、様々な情報からリスク評価を行います。また、感染症管理センター及び保健所は国と連携し、リスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断・実施します。その上で、流行状況やリスク評価に基づき、段階的に感染症対策を見直します。	② 情報収集
③ サイレンス	1-1. 実施体制 1-2. 平時に行うサイレンス 1-3. 人材育成及び研修の実施 1-4. DXの推進 1-5. 分析結果の共有・公表	P36 # P39 P41 # # #	県は感染症の発生動向を平時から把握し、リスク評価に基づく迅速な対応を準備します。県と保健所設置市は、JHS等の研修会などを活用し、保健所の職員等への研修の充実を図ります。また、感染症情報プラットフォームを活用した保健所業務のDXを推進し、住民への分かりやすい情報提供を行います。	2-1. 有事の感染症サイレンスの開始 2-2. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施 2-3. 感染症サイレンスから得られた情報の共有・公表	P80 P83 #	県は感染症サイレンスを継続しつつ、疑似症サイレンスを開始し、患者発生動向を把握します。また国と連携し、リスク評価に基づく感染症対策を判断し、サイレンスから得られた情報は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、住民に分かりやすく提供します。	3-1. 実施体制 3-2. リスク評価 3-3. 感染症サイレンスから得られた情報の共有・公表	P106 P108 P109	県は感染症サイレンスの実施体制を整備し、感染症サイレンスによるリスク評価に基づいて感染症対策を迅速に判断・実施します。特に対策の強化又は緩和を行う場合は、可能な限り科学的根拠に基づいて住民に分かりやすく情報提供を行います。	③ サイレンス
④ 情報提供	1-1. 新型コロナウイルス等の発生前における住民等への情報提供・共有 1-2. 新型コロナウイルス等の発生時における情報提供・共有体制の整備等	P42 # P43	県は平時から基本的な感染対策等の情報提供を行います。このとき、正しい知識とともに、偏見や差別等が許されるものではないことや、偽・誤情報に関する啓発を行います。また、有事における迅速な情報提供体制の整備と可能な限りの双方向のコミュニケーションに必要な体制を整備します。	2-1. 迅速かつ体系的な情報提供・共有 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施 2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	P83 P84 P85	県は迅速に感染症の特性や発生状況、有効な感染防止対策等の情報を住民に伝え、行動変容と冷静な対応を促進します。可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションの実施に努めます。また、偏見・差別の防止や偽情報への対応を図り、住民の理解と協力を得ることを目指します。	3-1. 基本的方針 3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し	P109 P111	県は情報提供・共有を迅速に行います。感染症対策に関する理解と協力を得るため、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションの実施に努めます。また、病原体の性状が明らかになった際は、状況に応じた対応を行い、最終的には、特措法によらない平時の体制へ移行します。その際も、丁寧な情報提供を行います。	④ 情報提供
⑤ 水際対策	1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備 1-2. 国との連携	P44 # P45	県は水際対策の実効性を高めるため、国との連携を強化します。また、必要に応じて国との合同訓練に参加する他、検疫所が入院調整スキームを確認する際に必要に応じて協力します。	2-1. 検疫措置の強化への協力 2-2. 密入国者対策 2-3. 国との連携	P85 # #	県及び保健所設置市は、国が検疫措置の強化等の感染拡大防止に努める際に、患者への入院勧告・措置、積極的疫学調査等必要な措置を実施します。	3-1. 封じ込めを念頭に対応する時期 3-2. 水際対策の変更の方針の公表	P112 #	県は国が水際対策の強化、緩和又は変更を行う際に、必要に応じて協力します。	⑤ 水際対策
⑥ まん延防止	1-1. 対策の実施に係る参考指標等の検討 1-2. 新型コロナウイルス等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等	P45 # P46	県は感染症対策を機動的に実施するため、参考とするべきデータ等を整理します。また、新型コロナウイルス等の対策を周知し、基本的な感染対策の普及や、有事の対応についても理解を深める取り組みを行います。その他、医療体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に向けた準備も進めます。	まん延防止(初動期の対応)	P86	県及び保健所設置市は、新型コロナウイルス等の患者発生に備え、国と連携し、感染症法に基づく患者への対応(入院勧告等)や濃厚接触者等への対応準備を進めます。県は、JHSから提供されるまん延防止対策に資する情報を活用し、感染症まん延への対応の準備を行うとともに、市町や指定地方公共機関に対応の準備を行うよう要請します。	3-1. まん延防止対策の内容 3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 3-3. まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の検討等	P112 P117 P119	県及び保健所設置市は、感染症の特徴やリスク評価に基づき、患者や濃厚接触者への対応、住民への要請、事業者や学校への対応を行います。感染状況に応じて、外出自粛や基本的な感染対策を促進し、必要に応じて営業時間の変更や休業要請を実施します。また、病原体の性状や時期に応じた対応を行います。	⑥ まん延防止
⑦ ワクチン	1-1. ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用 1-2. ワクチンの接種に必要な資材の確保の準備 1-3. ワクチンの供給体制 1-4. 基準に該当する事業者の登録等(特定接種の場合) 1-5. 接種体制の構築 1-6. 情報提供・共有 1-7. DXの推進	P46 # # # P48 P50 #	県は国が主となり実施する、ワクチンに関する研究開発や感染症の基礎研究及び臨床研究の支援を国とともに支援します。県及び市町は、国と連携し、円滑なワクチン流通や接種体制を整え、住民への理解促進を図ります。	2-1. ワクチン等の確保 2-2. ワクチンの接種に必要な資材の確保 2-3. 接種体制の構築	P87 # #	県は、厚生労働省にワクチンの配分希望量を伝えます。市町及び県は地域医師会等の協力を得るなどして、円滑な接種の体制を確保します。感染症管理センターは、国が示す接種の実施方法について、市町に速やかに情報提供を行い、専門的な相談等を住民から受け付ける相談窓口等の設置を行います。	3-1. ワクチンや接種に必要な資材の供給 3-2. 接種体制 3-3. 副反応疑い報告等 3-4. 情報提供・共有	P120 P121 P122 P123	県は国の要請に基づき、ワクチンの割り当て量の調整等を行います。市町及び県は初動期に構築した接種体制に基づき接種を行い、必要に応じて接種会場の追加を行います。また、ワクチンの有効性・安全性に関する情報を提供するとともに相談窓口を設置します。	⑦ ワクチン
	見出し	ページ	概要	見出し	ページ	概要	見出し	ページ	概要	

	1. 準備期			2. 初動期			3. 対応期			
	見出し	ページ	概要	見出し	ページ	概要	見出し	ページ	概要	
⑧ 医療	1-1. 基本的な医療提供体制 1-2. 県予防計画及び保健医療計画に基づく医療提供体制の整備 1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等 1-4. 新型コロナウイルス等の発生時のためのDXの推進 1-5. 医療機関の設備整備・強化等 1-6. 臨時の医療施設等の取扱いの整理 1-7. 連携協議会等の活用 1-8. 特に配慮が必要な患者及び重症者に関する医療提供体制の確保	P51 P54 // P55 // P56 // //	感染症管理センターは新型コロナウイルス等の司令塔となり、県内の医療機関や保健所等と連携して県民に必要な医療を提供します。 県は医療機関と、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結し、医療提供体制を整備します。 また、平時から研修や訓練の実施を通じて、感染症に対応する人材の育成を推進します。	2-1. 新型コロナウイルス等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等 2-2. 医療提供体制の確保等 2-3. 相談センターの整備	P89 // P90	感染症管理センターは、新型コロナウイルス等に関する感染症情報を迅速に周知し、医療提供体制を確保するため、感染症指定医療機関との連携を強化します。 また、市町と協力し地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について住民等に周知します。 県及び保健所設置市は、国の要請を受け、相談センターの整備を速やかに行い、症例定義に該当する有症状者等から相談を受けた相談センターは、必要に応じて受診調整を行います。	3-1. 新型コロナウイルス等に関する基本的対応 3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-3. 県予防計画及び保健医療計画における事前の想定と大きく異なる場合の対応方針 3-4. 県予防計画及び保健医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針	P123 P126 P129 //	感染症管理センターは、感染状況に応じて医療提供体制を段階的に拡充するとともに、医療機関との連携を強化します。 協定締結医療機関は、協定に基づき、県からの要請に応じて医療を提供します。 また、相談センターは対応を継続して行い、県は必要に応じて後遺症に関する相談体制の構築を図ります。 ワクチンや治療薬等により対応力が高まり、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合は、県は、国の示した方針に基づき通常の医療提供体制に段階的に移行します。	⑧ 医療
⑨ 治療薬・	1-1. 情報収集・分析体制の整備 1-2. 治療薬・治療法の研究開発の推進 1-3. 治療薬・治療法の活用に向けた整備	P56 // P57	県は国が主となり実施する、治療薬の研究開発や感染症の基礎研究及び臨床研究の支援を県も国とともに支援します。 また、平時において、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄するとともに、国が実施する治療薬の流通準備・訓練に協力し、有事の治療薬の供給体制に関する検討を行います。	2-1. 国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有 2-2. 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備 2-3. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型コロナウイルスの場合）	P90 // P91	感染症管理センターは、国及びJHISによる治療薬・治療法の研究開発情報を収集・分析し、医療機関や住民に情報提供します。 県及び保健所設置市は国と連携して、準備期に検討した治療薬の流通体制を活用し、適時かつ公平な配分を行い、治療薬の適正な使用を要請します。 また、医療機関や保健所は必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行います。	3-1. 総合的にリスクが高いと判断される場合の対応 3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し	P130 P133	県は迅速に治療薬を確保し、情報収集・分析を行い、医療機関や住民に提供します。 また、治療薬の流通や備蓄状況を監視し、必要に応じて国に補充を要請します。 リスク評価に基づき、特定グループへの重点的な対策やそれに関する情報提供を行い、状況に応じた対応を行います。	⑨ 治療薬・
⑩ 検査	1-1. 検査体制の整備 1-2. 訓練等による検査体制の維持及び強化 1-3. 検査実施状況等の把握体制の確保 1-4. 研究開発支援策の実施等	P58 P59 // P60	県と保健所設置市は国と連携し、平時から検査精度管理や感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持します。 また、有事における検体や病原体の搬送体制等の定期的な訓練を通じて検査体制の維持・強化を図ります。 その他、国及びJHISによる検査診断技術の開発の方針の整理や、研究開発体制の構築に協力します。	2-1. 検査体制の整備 2-2. 県内におけるPCR検査等の汎用性の高い検査手法の確立と普及 2-3. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及 2-4. リスク評価に基づく検査実施の方針の検討	P92 // P93 P94	県と保健所設置市は国の要請や支援を受け、迅速に検査態勢を立ち上げます。国とJHISが連携し、検査試薬やマニュアルを配布した場合は、県はその情報を医療機関等関係者と迅速に共有します。 また、感染症管理センター及び保健所設置市は県民生活及び地域経済の維持を目的とした検査の利活用の実施を判断します。	3-1. 検査体制の拡充 3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及 3-3. 診断薬・検査機器等の調達・供給に係る調整 3-4. リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し	P134 // // //	県と保健所設置市は国の支援を受けながら、検査需要への対応能力を向上させます。 県は国が新たな検査方法等を開発した際に、医療機関等への普及に協力します。 また、加えて国のリスク評価に基づく検査方針の決定・見直しに協力します。 感染症管理センター及び保健所設置市は県民生活及び地域経済の維持を目的とした検査の利活用の実施を判断します。	⑩ 検査
⑪ 保健	1-1. 人材の確保 1-2. 業務継続計画を含む体制の整備 1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 1-4. 保健所及び県環境衛生科学研究所等の体制整備 1-5. DXの推進 1-6. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション	P60 P61 P62 P65 P67 P68	県は人材の確保を進めつつ、業務継続計画の策定を含む体制の整備を進めます。研修・訓練を通じて人材育成、連携体制の構築を進め、感染症対応の体制を強化します。 また、各種システムを活用したDXを推進するとともに、平時からこれらのシステムを活用します。 さらに、平時から地域住民への情報提供を地域に応じた方法で行い、有事におけるリスクコミュニケーションの在り方について検討します。	2-1. 有事体制への移行準備 2-2. 住民への情報発信・共有の開始 2-3. 新型コロナウイルス等感染症等に係る発生等の公表前に管内で感染が確認された場合の対応	P94 P96 //	県及び保健所設置市は、感染症有事体制への移行準備を進めます。また、国が把握した情報や有効な感染防止対策等を医療機関等関係者や住民へ提供します。 感染症管理センター及び保健所設置市は、厚生労働大臣の公表前に管内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所等において積極的疫学調査と検体採取を行うとともに、まん延を防止するための対応を行います。	3-1. 有事体制への移行 3-2. 主な対応業務の実施 3-3. 感染状況に応じた取組	P135 P136 P142	県及び保健所設置市は、迅速に有事体制に移行し、感染症対策を強化します。 保健所においては、JHISが示す指針に基づき積極的疫学調査を行います。 県及び保健所設置市は、様々な状況を踏まえて、速やかに患者の療養先を判断し、調整を行います。 自宅療養の際には健康観察を行うとともに、必要に応じて生活支援を行います。 また、感染状況に応じた対応を行い、段階的に基本的な感染症対策へ移行します。	⑪ 保健
⑫ 物資	1-1. 体制の整備 1-2. 感染症対策物資等の備蓄等 1-3. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等	P70 // P71	県は、平時において、有事に医療機関等に配布するための感染症対策物資の備蓄を行うとともに、感染症対策物資の配送業務を想定し、事前に物流業者等と調整を行います。 また、協定締結医療機関における備蓄状況を定期的に確認します。	2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 2-2. 円滑な供給に向けた準備	P97 //	県は、G-MISを通じて感染症対策物資の備蓄状況を確認し、個人防護具の供給が不足するおそれがある場合等においては、県の緊急配布も含め、医療機関への円滑な配布の準備を進めます。	3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等 3-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力 3-3. 緊急物資の運送等 3-4. 物資の売渡しの要請等	P145 // //	県は協定締結医療機関における、感染症対策物資の備蓄状況を確保するとともに、パルスオキシメーターなどの確保に努めます。 また、緊急事態措置を実施するために緊急の必要がある場合は、指定地方公共機関に輸送を要請するとともに、緊急時には物資の売渡しを要請します。	⑫ 物資
⑬ 地域民経済・	1-1. 情報共有体制の整備 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備 1-3. 条例等の弾力的な運用に関する準備 1-4. 新型コロナウイルス等の発生時の事業継続に向けた準備 1-5. 緊急物資運送等の体制整備 1-6. 物資及び資材の備蓄 1-7. 生活支援を要する者への支援等の準備 1-8. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備	P72 // // P73 // P74 //	県は国や市町との情報共有体制を整備するとともに、DX等を活用した支援の実施に係る仕組みの整備も行います。 また、事業者や指定地方公共機関が業務継続計画を策定する際に、県は国とともに支援を行います。 さらに、物資や資材の備蓄、配慮が必要な方への生活支援及び火葬に関する体制整備について準備を行います。	2-1. 事業継続に向けた準備等の要請 2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する住民等及び事業者への呼び掛け 2-3. 条例等の弾力的な運用 2-4. 遺体の火葬・安置	P97 P98 // //	県は国が事業者健康管理やテレワークの推進を要請する際に必要に応じて協力します。 また、国が、生活関連物資の購入に当たって適切な行動を呼び掛ける際や、価格の高騰や買占め・売惜しみが生じないよう呼び掛ける際に、協力します。 その他、県及び市町は遺体の火葬や安置に関しても、必要な施設や物資の確保を進めます。	3-1. 県民生活の安定の確保を対象とした対応 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 3-3. 県民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応	P146 P149 P150	県は国が、生活関連物資の購入に当たって適切な行動を呼び掛ける際や、価格の高騰や買占め・売惜しみが生じないよう呼び掛ける際に、引き続き協力します。 県はまん延の防止に関する措置により生じた、心身への影響への対策を講じます。それとともに、国が要配慮者等への生活支援等を行う際に協力します。 その他、県及び市町は埋葬・火葬の特例の適用、事業者支援や雇用など多岐にわたる施策において国と協力して対応します。	⑬ 地域民経済・
	見出し	ページ	概要	見出し	ページ	概要	見出し	ページ	概要	
		1. 準備期			2. 初動期			3. 対応期		